

# 環境社会配慮検討会

## (カンボジア国 国道一号線改修事業)

日 時 平成 21 年 6 月 22 日 (月) 13 : 00 ~ 14 : 00

場 所 J I C A 本部 8 C 会議室

### 環境社会配慮審査会出席委員 (敬称省略)

石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
野村 徹	日本シンガポール石油化学(株)代表取締役
長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
原嶋 洋平	拓殖大学国際学部教授
平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
柳内 龍二	個人コンサルタント

### 環境社会配慮審査会欠席委員

小林 正興	個人
長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク代表
日比 保史	コンサベーション・インターナショナル 日本プログラム代表
真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授
米田 政明	(財)自然環境研究センター研究主任 九州大学大学院客員教授

### ◇事務局

杉本 聡	独立行政法人国際協力機構 審査部 環境社会配慮審査第一課長
------	----------------------------------

宮崎 明博 独立行政法人国際協力機構  
審査部 環境社会配慮審査第一課

環境社会配慮審査会委員・事務局以外の発言者

小泉 幸弘 独立行政法人国際協力機構  
経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第一課長  
満田 夏花 地球人間環境フォーラム  
松本 悟 個人

○杉本 皆様、本日はお忙しいところを通常外の時間にご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

本日、議題といたしまして、カンボジアの無償資金協力を検討しています国道1号線改修事業につきまして、事業担当部のほうから、最近の状況も踏まえまして、その内容につき説明をさせていただこうと思います。

通常の審査会の前ということで時間が多少限られてしまっておりますが、ポイントを絞った形で説明させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

では、事業担当部から申し上げます。

○小泉 皆様、初めまして、JICA経済基盤開発部運輸交通・情報通信第1課長を務めます小泉と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

私は実はこの5月から今の運輸交通・情報通信第1課長というところを拝命いたしました。その昔カンボジアにもおりました、この案件には現地でもかかわらせていただいておりますし、ここにいらっしゃる何名かの方には、いろいろなところで大変お世話になりました。

まず、早速でございますが、この無償資金協力カンボジア国国道1号線改修計画につきまして、報告をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、この報告の位置づけということで、経緯をご説明させていただきたいと思ひます。

まず、この事業ですが、2004年4月に施行されましたJICAの環境社会配慮ガイドライン、このガイドラインの適用案件ではございませんでした。つまりそれより以前に調査が開始されたということでしたが、可能な限りこのガイドラインの理念に沿った形で、事業を進めさせていただくという考え方を持って調査を行ってまいりました。このため、こちらのほうにも書い

でございますが、2004年12月に環境社会配慮審査会への諮問を実施させていただいております。

それを踏まえまして、2005年2月に審査会から答申をいただきました。その際幾つかご提案をいただいております。例えば住民移転の問題、土壌浸食の問題、それから生態系に対する影響等に関するご提案でございます。これを受けまして2005年5月、この答申に対する報告をさせていただいております。また、その後移転補償費に関するカンボジア政府の方針の変更というのがございました。これを受けまして、2006年7月に審査会に別途報告させていただいております。

本日、報告会等でも特に関心のありました項目について、最新の状況ということで皆様方に報告、また情報共有させていただきたいと思ひ、このような場をセットさせていただきました。

では、カンボジア国道1号線の概要をご説明させていただきたいと思ひます。正面のスライドをごらんください。それから、ちょっとこの地図もわかりづらいかもしれませんので、地図を後ほど回覧いたします。首都プノンペンから国道1号線を通ってホーチミンにつながる道というのが、この地図を見ていただきますとわかるかと思ひます。今申しましたプノンペンからホーチミン、約240キロくらいになります。

このカンボジアの国道1号線、首都プノンペンとベトナム最大の商業都市であるホーチミンを結ぶ、これはアジアハイウェイの1号になっておりますが、その中でも大変重要な区間を担っていると言えます。

この図の東側、あるいは右側に位置するベトナムの国境からメコン川の渡河地点まで、今この図ですとネアックルンということが書いてございますが、ここまでの約105キロの区間につきましては、ADBの支援によって改修が完了しております。このメコンの渡河地点、ネアックルンからプノンペンまでの区間、これが約56キロございますが、この56キロの区間の改修について日本に対する無償資金協力として要請がございました。

このうち遠くのほう、ネアックルンから手前までの約43キロ区間につきましては、既に改修を終えております。全体56キロのうちの43キロにつきましては、既に改修を終えております。

この写真の左側をごらんいただきたいのですが、この左側の区間が既に日本の無償資金協力で改修が終わった区間になっております。真ん中の道路の車線、それから左側の今ちょうど子供たちが歩いているところですけども、そこも含めた形で改修がなされました。

今日は用意しておりませんが、この道路、この改修前がどういう状況だったかというのを比較してみますと、どのような変化だったかというのは一目瞭然なのですが、申しわけございません、準備ができませんでした。

今日ご報告させていただく点は、先ほど申し上げました中でも特に関心の高い住民移転の問題、それからパブリックコンサルテーション、情報公開に関する問題、それから苦情処理のシステムがどのようになっているか、大きくこの3点につきまして報告させていただきます。

まず、住民移転計画及び移転補償についてでございますが、当初カンボジア政府の方針では、2000年にカンボジア政府が補償の単価というものを決めました。この補償単価に我々が調査を行いました2004年時点、その時点での物価上昇率を加えた価格、これを補償単価、その補償単価をもとに住民に対して移転補償を行うと、そのような方針を行ってまいりました。

これは審査会からの答申をいただいたのですが、その段階でも今申し上げました現地のカンボジア政府の設けている公定単価プラス12%の物価上昇率、これを加えた値に基づいて個々の補償を行っていくという前提で行ってまいりました。

この補償単価に関する考え方というところで、当時議論があったことは私も覚えております。その後カンボジア国内のADBの案件で補償単価の考え方、これにつきまして一つ別の新しい方針が示されました。これは再取得価格、つまり新しく移築した場合、新しく取得するその価格に基づいた単価を設定するというところでございます。

カンボジア政府は、このようなADBの区間で再取得価格による補償方針を示したということで、今度は日本のそれまで前提としていた補償の考え方と差が生じることになりました。このため日本側からカンボジア政府に対して、同じ事業ということですので同じような補償方針で行うようにという申し入れを何度も行ってきたという経緯がございます。

この結果、カンボジア政府は日本国の無償資金協力による国道1号線の改修計画、これの補償方針を見直すこととなり、改めて再取得価格、つまりADBの補償の考え方と同じ再取得価格による補償を実施することを決めました。

それまで既に公定単価で支払いを終えていたのですが、その被影響住民に対する支払いに対して、改めて再取得価格と既に支払っている補償価格、その差額について追加の支給を行っております。実際に追加の支給が行われていることを我々日本側も確認しております。

また、同時にカンボジア政府ですが、この国道1号線以降の日本の支援に基づく事業では、再取得価格に基づく補償を実施するというところで、統一的にそれで進めていくということをご正式に連絡してきております。

この考え方の変化、従来の補償の方針から改めて再取得価格で行うということの変化、ここが一番大きな変化のポイントになってまいります。

続きまして、パブリックコンサルテーション、情報公開についてご説明をいたします。2008

年4月から5月、約1年前ですが、この期間にかけてカンボジア政府は、この次の改修区間で影響を受ける住民に対して、住民移転計画に係るパブリックコンサルテーションを実施いたしました。その当日、住民移転計画の概要版を皆さんに配布し、カンボジア政府側からの説明及びそれに続く質疑応答を実施しております。

また、住民移転計画の情報公開、これも一つ重要なファクターになっておりましたので、この情報公開を進めるよう日本側からの働きかけというのを行ってきておりました。それを受けてカンボジア政府は、各コミューンのオフィス、この沿線にございますコミューンのオフィスで被影響住民の方々、対象住民が現地の言葉、クメール語の言葉で住民移転計画をごらんいただけるようなそういう仕組みができました。

今正面のスライドにございますが、左側の写真、パブリックコンサルテーションを行っている状況です。また、右側の写真は実際に住民移転計画、RAP（リセトルメント・アクション・プラン）と書いていますが、RAPの閲覧をしている状況です。このようなことがコミューンのオフィスで実際できるようになっております。

3点目、苦情処理システムです。実際住民移転に関する問題が発生したり、あるいは発生し得る場合に、その苦情をどこかに持って行ってそれがきちっと上がる仕組み、この仕組みを構築するというのもう一つ重要な要素と考えております。

この苦情処理システムにつきましてカンボジア政府は、国道1号線事業の苦情処理委員会というものを設置しております。この苦情処理システムの制度、それから、実際に被影響住民の方々が申し立てを行う方法につきましては、先ほど申しましたパブリックコンサルテーションの場で住民の皆様に対する説明を行っております。また、皆様方にお配りしている配布資料にも実際の手続のフローチャートを載せており、住民の皆様への周知を行っております。

それに加えて、実際のシステムがきちっと機能するように、そのためには窓口になるコミューンチーフ、あるいは地方行政のスタッフ、この方々の役割というのが非常に重要になってきます。このためカンボジアの中央政府は、苦情申し立ての窓口となるコミューンチーフ、あるいは地方行政の代表に対して実際にこのシステムがどういうものなのか、どのように対応するのか、そのようなことを主目的とする研修、あるいはワークショップというものを行ってきておまして、この苦情処理システムが実際にきちっと機能する、そのための理解促進というところを行ってまいりました。

この正面の写真左側、これが実際のワークショップの様子でございます。前方のほうに並んでいる人たち、これはIRCといいますいわゆる省庁間移転委員会ということになりますが、

そこの方々、それから実際にコミュニケーションチーフの方々ですとか、地方行政の方々の代表にお集まりいただいてセミナーという形で行っております。

なお、この写真、JICAのマークが右のほうに見えますが、JICAも主催といいますか、協賛させていただいております。

右側の写真は、実際の現地での説明会の状況になっております。

以上大きく3点、情報共有、あるいは報告させていただきたいという点ということでご説明してまいりました。

このようにカンボジア政府側の取り組み、それから日本側からの申し入れにつきましては、現地カンボジアでおおよそ2週間に1回程度行っております。相手側のカウンターパート、省庁間、住民移転委員会と日本側で定例協議会というものを行ってまいりました。

このような協議会を通じた今までの日本側からの申し入れをしたり、あるいは進捗状況を確認したりということを行ってきております。正確な数は記憶にないのですが、この6月の上旬までで約90回程度実施してきております。

このように日本側としても緊密な協議の場、これを通じまして環境社会配慮の確認、先方政府に対する支援、これに取り組んでまいりました。また、カンボジアの先方政府の関係者に対する能力強化、これも非常に重要となってまいりますので、能力強化を目的としました住民移転に対する本国研修、日本国内での研修というものも過去行ってきております。これは昨年、それから、一昨年、2回にわたって実施してまいりました。

このような形でいわゆる無償資金協力の事業実施だけでなく、技術協力の要素も含めて我々は技術支援の場を通じまして、カンボジア政府のJICAの環境社会配慮ガイドラインに対する理解を高めていただくということと同時に、実際の国道1号線の事業に関しても、適切な実施ができるようきちっとフィードバックしていくというような仕組みを、設けてこられたものと思います。

今後もJICA環境社会配慮ガイドラインの理念に従いまして、カンボジアでいろいろな事業、よりよい事業の実施が実現できるように、我々日本側関係者、それからカンボジア側含めて一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

本日はご列席の環境社会配慮審査委員の皆様方、また、日ごろからJICAの事業にご関心をいただいている皆様方にお礼を申し上げますし、また、今後ともご指導、それから、ご助言いただければと思います。

それでは、報告を終わらせていただきます。

○杉本 どうもありがとうございました。

前回の報告以降、主なカンボジア側の政策の変化ですとか、主体的にはカンボジア側、それに対する J I C A のサポートということで取り組んできました点は、今、小泉から説明させていた内容でございます。

まだ時間もございますので、今のご説明させていただきました点につきまして、何かご不明な点ご意見など、もし今日ご参加いただいた皆様からいただければ、引き続き時間が許す限り行いたいと思っております。

何かございましたら手を挙げていただいて、どうぞよろしくお願いいたします。

○石田 すみません、これはメコン川の橋は入っているんですか。橋はかかわっていないんですか。

○小泉 今回は道路の区間だけで。

○杉本 どうぞ。

○満田 すみません、オブザーバーですが、よろしいでしょうか。

○杉本 はい。

○満田 質問は実はかなりたくさんあるんですが、時間が限られておりますので、とりあえず言いまして、お答えいただける範囲で答えをいただければと思っております。

まず、前提条件なんですが、現在までに既にこの区間、フェーズ 1、フェーズ 2 が終わっていると承知しておりまして、これから始まる残りの 13 キロメートルというのはフェーズ 3 なんだと思っておりますが、既に移転した人の世帯数と、これから移転する方々の世帯数を教えてください。

移転の中にもセットバックと本格的な移転とあると思うんですが、そのうちセットバックは何世帯で、本格的な移転が何世帯か。移転先サイトがどのような場所に建設されているかということについても、教えていただきたいところです。それが 1 点です。

それから、ご説明の中の 4 枚目のスライドで、住民移転計画と移転補償について出てきました。この件に関しては、私ども一貫して再取得価格による補償ということをご提供申し上げさせていただいておりまして、ごめんなさい、名乗るのを忘れまして。地球人間環境フォーラムの満田と申します。今回再取得価格による補償を実施すると、差額については追加支給ということだったんですが、この再取得価格の算定根拠となるような調査報告書というのは公開されているのかどうか。それを住民がちゃんと見るのかどうかということについてです。

それから、また、住民の方々がこの自分たちの資産に適用される補償の単価というものが、要はあなたはこうこうこういう根拠でこういう補償額になりますよということが、現在までに示されていたのか、それとも示されていない人もいるのかということについて教えてください。

というのは、これは私はここに来る前に、メコンウォッチのサイトで、現地のカンボジアのNGOが策定した報告書をちらちらと読んできたんですが、今までの住民の方の多くが移転の根拠について知らされていない。それから、また、実際に移転してみたところ補償金、再取得価格の定義からいうと、再取得価格で実際に移転先の資産の取得ができなければおかしいわけなんです、その取得が実際問題できなかったという人がかなりのパーセンテージに上っています。

ですから、そこら辺は、住民の方々にそこら辺がきちんと知らされていて、住民の方がそれをもって苦情を申し立てるということが、実際問題そこら辺が周知されているのかということについて疑問を持っておりまして、そこら辺が今まで第1フェーズ、第2フェーズ、それから、第3フェーズはその完成を踏まえてどういうことになっているかということについて、教えていただけたらと思います。

それから、5枚目のスライドでパブリックコンサルテーションについて出てきているんですが、これはやったということがご報告されておりますが、実際問題このときに住民の方々からどういう意見が出て、それが住民移転計画に反映されたのか、それとも説明だけで終わってしまったのか、そこら辺についても教えていただければありがたいです。

とりあえず以上です。

○杉本 どうもありがとうございました。

では、事業担当部からお願いします。

○小泉 まず、幾つか多数にわたっていますので、わかりやすいものからお答えしたいと思います、よろしいでしょうか。

○満田 はい。

○小泉 パブリックコンサルテーションでどのような意見が出されていたか、またどう対応されていたかということですが、今報告をいただいているもので申し上げますと、やはり関心があるものは大きく2つだと思うんですね。1つは補償額、あるいは単価がどのようなものになっているのかという点、それから2点目は工事の開始日がいつなのかという点、その質問あるいは意見が特に多いということを確認しております。

それに対しましてはカンボジア政府側、実際現時点で補償単価ですとか、こういう考え方で

幾らというようなことをお答えしておりますし、また工事の開始日につきましては、今時点でいつから開始しますというのはもちろん申し上げられないといいますが、まだ確定していない段階ではございますが、おおよそこういう時期だということはお伝えしているのではないかと思います。

正確にどういう回答をしたのか、私自身承知して、十分に確認しなかったのも、もし間違いがございましたら申しわけございませんが、少なくとも報告を受けている限りではカンボジア政府側も適切に対応を行いまして、実際に質問してこられた方の住民側の理解は得られたものと考えております。

それから、質問の2点目、再取得価格につきましては、やはり最初の段階からご意見をいただいていたように、その再取得価格で進めるということでまず対応するように申し入れをしてきたということがございます。

実際に再取得価格をどのように算定してきたのかということですが、これは先行の事例であるADBの再取得価格算定のプロセス、そのプロセスと同じような手順を踏んでおります。そのためには、例えば住民ごとの家の資産を判断したりというようなことを確定したりしなければいけないのですが、そのサンプルにつきましても、実際対象となるエリアのサンプルをとって行ってきております。

また、レポートの公開についてですが、このレポート、例えば個人のだれさんが幾らの家を取得したという事実そのものも含んでおりますので、その点は個人の資産の特定がそのまま情報公開ということで出ていくのは、余り望ましくないということもございまして、個人の特定ができないような形で、つまり若干制約という形にはなっておりますけれども、その個人の特定ができないような形にした上で公開というものができているようになっております。

○満田 公開はどちらでされているんですか。

○小泉 これは同じようにコミュニケーションオフィスでござんいただけるようになっております。もちろんですが、その報告書、クメール語で作成されておりますので、実際にカンボジアの方々から自分の言語で見られるようにしております。ここまではよろしいでしょうか。

それから、質問の3点目、資産単価が示されているのか否かということで、現地のNGOさんに確認したところというふうにおっしゃっていたと思うんですが、ここがよく聞き取れなかったこともありますので、もう一度お願いできますか。

○満田 私がリファードしたNGOのレポートというのは、カンボジアのNGOフォーラムで移行行動ネットワークという、そこの出しているレポートです。調査結果は幾つか興味深いもの

が出ていますが、補償を受けた人たちの64%が補償額では実際の移転にかかった費用を賄えなかった。それから、いろいろなことがあるんですが、そのうちの結果の一つに、多くの人たちが移転の補償単価を知らなかった。それから、多くの人たちが、苦情処理委員会に苦情を申し立てることができるということを知らなかったという結果なんです。

つまり自分たちが支払われるべき補償というものの根拠を知らなかった方が多かったということに関して問題意識を感じておりました、実際そういった方々が全体の補償の枠組みは説明されたにしろ、あなたのこの資産はこういう単価で計算していますよということを知るための書類を受け取れるか否かと、そこら辺についてお聞きしたかったんですが。

○小泉 先ほども申し上げましたとおり、住民移転計画のいわば概要版ということ、それを住民の皆様方にはお伝えしております、まずここに補償の考え方、それから万一問題がある場合の苦情処理のシステム、そのこのところを明記するというので、その点セーフネットではないんですけども、対応できるようにすると、そこが第1のステップなのではないかと考えております。

実はこの点も一番最初の説明会ですと、パンフレットが数が足りなくて行き渡らなかったとか、そういうようなこともございましたので、そういう過去の事例も踏まえて十分に用意して配布できるようにしておりますので、恐らく今回NGOフォーラムの方々のレポートを私は直接拝見していないので、どのように調査をされているのか、よくわからない部分もございますが、もし仮にそこで問題があるとしたら、この苦情処理システムをうまく機能させる、そういう場を活用できないものかなと逆に考えているんですが、いかがでしょうか。

○満田 ごめんなさい、ご意見は一理あると思いますが、要は全体的な移転の枠組みというのはRAPの中で説明されているんだろうと思うんですが、個々の資産根拠というものが渡っているかどうかということについては特にお答えというのは、渡っているとする。

○小泉 それは渡っているものだと思いますので、逆に渡っていないケースが六十何%かあるようでしたら、そこはどこかに問題があるということだと思いますので、ぜひそのシステムで上げていただきたいと思います。

逆にこれまでも申し上げていますように、いただいている意見ですとか、例えば再取得価格にかえるとか、そういうのも含めてですけれども、実際に我々が対話を通じましてIRCのほうに働きかけを行ってきておりますし、かなりの部分実際いい方向に変わってきたというように感じておりますので、その仕組み、ある意味信頼関係も含めてこれでしっかりしていると思いますので、そこでうまく議題に乗せるということもできるのではないかと思います。

○満田 最初の質問の移転の世帯数について教えていただけますか。

○小泉 まず、世帯数ですが、実際に家が移るとかということではなく、例えばマンゴーの木が1本カットされるとか、そういうのも含めたいいわゆる全体の影響世帯数、これが1期、2期含めて、これは約2,680というものを示しています。

○満田 それは1期と2期の合計が2,680。

○小泉 つまりもう既に終わったところですね。

松本 単位は何ですか、単位は2,680件。

○小泉 例えばマンゴーの木とかですと件になるわけですね。

松本 つまり件ですね。

○小泉 はい。

松本 軒ではなく。

○小泉 軒ではなく。

その2,680に対しまして実際に移転を伴う数ですが、約でこういう数字を言うのは適切ではないかもしれませんが、約175世帯と報告を受けております。それが1期、2期、すなわちもう既に移転が終わっているというところですね。

先ほど申しあげましたように、当初移築価格ということで単純にセットバックですとか、そういう価格の根拠ということでお支払いしているのですが、先方政府の方針の変化を踏まえまして、再取得価格ということで新たに算定し直すという形になりました。そのため既に移転している、あるいはまだしていなかったところもあるかと思いますが、その差額についてお支払いをしていると、これは確認をしております。

ただ、まだ正確に言いますと、もらっていない家庭というのは何件か残っております。これは例えば海外に住んでいてこれ以上追跡ができないとか、そういうケースがございますので、件数は10件未満と思いますけれども、まだすべて100%行き渡っているかといいますと、実はまだそうではないという状況です。

○満田 ちなみに第3期、これからの分についてはいかがでしょうか。

○小泉 第3期ですが、まだこれも約ということでは申しあげられないですけれども、100世帯未満<sup>1</sup>の数が実際の移転を伴う数になると考えております。

○満田 それはセットバックも含んでいるのでしょうか。

○小泉 実際の移転について。

---

<sup>1</sup> 世帯数につき、再調査の結果、110世帯程度とのことです。

○満田 実際の移転、セットバックはどの程度なのでしょう。

○小泉 セットバックにつきましては、申しわけございません。今私のすぐ手元にないもので、これも正確な数値ではないのですが、この次ということで影響を受ける件というのが約1,300<sup>2</sup>。

松本 この件も件ですか、軒ですか。

○小泉 先ほども言いましたように、果樹とかフェンスとか、そういうのも含めて。

○村山 すみません。今回あと15分ぐらいですね。急にこの会合が決まってお集まりいただいているんですが、あとの15分は非常に貴重な、私自身も質問のしづらい状況ですが、もし今日対応できない、あるいは少し議論が残った分については、何かで後でフォローしていただくというのは可能ですか。

○小泉 幾つかご質問、多分ほかの皆様方もされたい件とかあるかと思しますので、まずお時間の許す限りご質問を、逆に今ございましたらいただきたいんですが。

○村山 もしそれでどうしても対応できなかった場合ということなんですか。

○小泉 それは質問の種類にもよるかと思うんですけども、皆様方で共有したほうがよいものと、あとはもうご存じの方もいらっしゃると思いますので、個別にご相談させていただくという形での対応ということで。

○村山 それも含めて今後のフォローは可能なんですね。

○杉本 何か他にございますでしょうか。

どうぞ。

松本 松本です。

2000年からかかわっているのですが、9年間見てきたわけですが、今、小泉さんにご説明いただいたところの追加の質問で、RAPというのは、これはつまり5枚目のペーパーですが、これは3期の話だということですか、それとも私の理解では2期のRAPは公開されていなかったと思うんですが、その2期についても既にこういう手順でRAPの改定を行ったのかどうか、3期分についてのみこういうパブリックコンサルテーションで合意形成を図ったのか、ここだけクリアにしていきたいと思っているところがあります。RAPについてはあります。

そして、審査をした側のJICAとしてこのRAPを公開する用意があるかどうか。既に現地で公開対象になっているということですので、JICAがこれは審査をする文書のはずですから、審査をした者として、このRAPに対してちゃんと目を通して、これが適切であるということと判断されていると思いますので、JICAのほうからRAPそのもの、そしてそれに

---

<sup>2</sup> 脚注1と同様に再調査の結果、全体の被影響世帯数は1,500世帯とのことです。

対する判断にかかわる何らかの文書というものが公開される可能性はあるかどうかを教えてくださいと思います。

それから、3つ目は、既に終わっているADB区間では63世帯がスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターに異議申し立てをしているということは既にご存じかと思います。この件については、長い移転のプロセスの中で生計が悪化しているわけですし、5年をかけて政策が改善された、あるいは10年かけてよくなったということはあるにせよ、その間待たされた人たちがいるわけですので、その人たちが政策が改定され、自分たちの生計手段の回復がなされる補償単価になった、その間に起きた彼らの生計の損失、あるいはこれはトランザクション・コストという言葉で表現しますが、そういうものはJICAとして、あるいは日本政府、無償資金協力の中でどのように対応する可能性があるのかというのが3点目です。

4点目は、率直な感想というか疑問だったんですが、モニブン橋まで行けば相当数の住民の影響があると思っていたんですが、100世帯未満だということに、あるいは件数として1,300件ですか、過去の1、2期よりも少なかったと、距離は短いですがけれども、ただあれだけプノンペンに近い人口の多いところにかかってきているので、結構少ないなという印象を受けたんですがけれども、これは何かもう既にルートを多少変えるであるとか、何かしらの方法で当初最初のF/Sをつくった段階に比べて、何か変化がこの第3期は既にあるのか、それともちゃんとはかってみたらこの程度だったんだよみたいな、そういうことなのか。それは率直なところで伺いたいと思うところであります。

以上です。

○小泉 ご質問ありがとうございます。

まず、最初のご質問ですが、第1期、第2期で住民移転計画が作成されていたのかどうかということですが、移転計画としましては作成されております。実際の被影響住民の方々が一番関心の高い補償単価ですがけれども、これを中心に移転計画の骨子ということで、パンフレットを配布したことがございます。

ただしその当時住民移転計画そのものを公開するということは、カンボジア側の情報公開に係る法的根拠がないということで、その当時は実施されておりました。これも事実です。ただ、JICAの環境社会配慮ガイドライン、これの理念に基づいて、やはり公開をすべきではないかという働きかけを行ってきたという経緯がございます。その結果現在各コミューンにおいてこのRAPの閲覧が可能という形になっております。

松本 これは1、2期を含めて。

○小泉 1期、2期も含めて可能になっております。

先ほどそれに対してJICAが公開するかどうかという点でございますが、まず一義的にはカンボジア側の考え方に沿ってということで、我々は働きかけを行っているのでございますけれども、その先さらにすべて広く、例えば第3者の方々ですとか、NGOの方々とかも含めて見ることができるようにしているかという点で申し上げますと、少なくとも現時点では、住民以外の方が閲覧するということはカンボジア側も想定していないものと理解しております。逆にそういう状況ですので、JICA側が公開するというのも今の時点では考えておりません。

3点目のご質問ですが、ADBの区間で63世帯、生計回復のプログラムがこれから実施されるということで、実際にADBの担当の方に話も伺っております。実際今それへの取り組みをこれから進めていくということでやられているということはわかります。

一方で、じゃ、実際に政策が変わるまでの期間ということではありますが、まずADBの区間、ADBさんのほうで対応しているということはもちろんございますけれども、まずカンボジアのこの我々のほうのプロジェクトですが、実際に移転によって生計手段を喪失した場合、この申し立てというものがやはりあり得るかと思うんですけれども、その申し立てがございましたら苦情処理のシステムに則った形で対応すると、まずそこが一つ原則として確立しているということになっておりますので、今回日本側のケースで同じようなことが起こり得た場合に、まず申し立てをしていただき、それから苦情処理システムに沿った形で対応するのが適切なのではないかと考えております。

最後4点目の質問というか、感想ということで、モニブン橋からの区間、確かに密集しているところですし、その中で思ったより少ないというのはあるかと思いますが、これは調査の熟度と申しますか、そこは高まっていくということで、当初開発調査のフィージビリティ・スタディーの時にざくっと線を引かざるを得ない、これは当然そうだと思うんですが、その調査の熟度を高めていくことで実際によりきめ細かく対応していくと。これは環境ガイドラインの概念にもあるかと思いますが、可能な限り影響の家屋数は少なくするという形をとっておりますので、そのような形をとった結果、先ほど申し上げました数値になったということで考えております。

○野村 ちょっとよろしいですか。

○杉本 はい、どうぞ。

○野村 審査会のメンバーとして申し上げるんですけれども、まず何となく我々といいますか、少なくとも私はこの会議に座っていて何となく居心地が悪い。

何で居心地が悪いのかというと、今回のこの国道1号線がいろいろ議論がある案件であることは承知していますがけれども、なぜ審査会のメンバーを中心にこの会議を開く必要があったのかというのがよくわからないんですね。

それで、つまり2004年12月に審査会の諮問が出ていて、その前にいろいろな説明を受けていたんだと思うんですが、はるか5年前で委員の代わりも進んで、正直申し上げてこの案件、せいぜいできることは当時諮問としてどういう諮問が出ていたのかを見るぐらいで、その間2006年7月に報告していますといっても、2006年の10月以降が我々のあれなんですね。

そうすると、後ろにおられる方々は9年かかわってこられた、10年かかわってこられたというふうずっとフォローしておられるんでしょうけれども、審査会の委員はそういうような個別案件との接し方はしていないんだろうと思いますね。

我々は、たまたま2006年10月から期限が延びて今に至っているわけですがけれども、普通であれば2年、本来であれば2年でどんどんかわっていくはずで、3代も4代も前の議論を報告を受けるとするのは、審査会としてフォローアップしろとか、フォローアップも必要だと言われればそれはむげに断れないような気もするんですが、ただ、じゃ、なぜそんなにもう何年もたってしまうものについて、どう審査会としてかわるのかというのは、これは若干お答えいただくというよりは愚痴っぽくなるんですが、どういうふうな扱いになるのかなど。しかもこの案件は、ガイドラインに従った案件じゃないです、厳密には。

○小泉 それはそうですね。

○野村 したがって、ガイドラインに合っているか、合っていないかという審査会の諮問、ガイドラインに適しているかどうかという諮問を我々はやるけれども、ガイドラインに適していないものについて後でと、もともと適している、この案件については理念だけの話ですよ。できるだけ理念で実施しましょうと。しかし、我々の理念はJICAさんのお仕事ガイドラインというものに従ってやっているかどうかであって、正直申し上げて現地で「ああ、ここには100世帯いるね」、「200世帯いるね」、100世帯という世帯数が合っているか合っていないかというのは、正直申し上げて我々は確かめようがないんですね。それは現場に行かれる方は、そういうことで「いや、ここにはもっと1,000世帯いるよ」というふうに、JICAにいろいろと意見を申し立てたい方もいるかもしれないですが、少なくとも我々はそういうふうにはできない。

だから、そういう意味であくまでもガイドラインの内容に従って、ガイドライン、若干形式要件みたいな感じになるかもしれないけれども、それでもいろいろな話を聞きながら、ガイド

ラインに従って J I C A さんが仕事をされているかどうかを審査の対象として見ているというのが一つだとすれば、ガイドラインに従っていない、従えないことを前提とした案件についてここで報告されて、「2004年12月には報告書が出ているんだけど、コンサルテーションを行ったのは2008年4月から5月です」と言われても、何か合わないよね。だけど、これはきっとしようがないことだったんだろうと思うんです。

ですから、そういう意味では、今後仮にこういうようなフォローをしていかなきゃいけない案件というのをどういうふうに審査会の中でフォローしていくのか、多分同じようにある程度の報告書ができる、現場が動き始めてフォローができるときには2年、3年かかるんだろうと思うんです。では、そのときにフォローとは一体何なのか、審査会としてのフォローですよ。後ろにおられる方々がフォローして行って、J I C A さん、おかしいじゃないかという議論をするのは、それはそれで構わないけれども、審査会として何をフォローするのか。

あとは要するにこの案件は特にそう思うんですけれども、2004年4月にガイドラインが施行されて、その段階でどこから適用するのかという足切りというのもあったんだろうと思うんですけれども、その段階でできる限り理念を尊重して、それに合わせていきたいというのは、私の目からすると非常に中途半端な処理だったなど。要するに、開発調査なり何なりをやるためには、その前段階の準備段階で何をやっていくのかということきちんと考えてやってこなきゃいけないのに、その間の調査の開始が目前、あるいは開始されてから、ガイドラインの理念を取り入れていこうとしていっても無理がある。そこは私は非常に中途半端な判断だったんじゃないかと言わざるを得ない。

それがまた今回のようにフォローアップみたいな話に戻ってくると、話が全部戻っちゃうんですけれども、私としては今の審査会のメンバーとしては何を言えばいいのか、あるいはどういう立場にいるのかというのがどうもはっきりしないなというのは、これはどっちかという私の感想です。お答えいただく必要はないです。

○小泉 ありがとうございます。

1点だけ追加といいますか、させていただきたいのですが、理念を合わせるというのは、その当時この調査を実施していく上で、可能な限りガイドラインに沿った形で対応していくということは、その当時の委員の方々も含めてやってきております。

例えば、パブリックコンサルテーションを行うということが今のガイドラインに書いてございますけれども、2008年の4月、5月で初めて行ったということではございませんで、実際に基本設計調査を行っている、その段階でも行っております。

ですから、そういう形での諮問、答申という手続といいますか、プロセスの際にはほぼすべてのものと言っていいかと思うんですが、可能な限りそれを取り入れて実施してきておりますので、例えばコンサルテーションが足りていない部分がある、それに関しましてはさらに追加で行うとか、そういうことも行ってきておりました。

ただ、今回説明のお時間というのが非常に短いということがございまして、基本設計調査のときに本来何をしてきたというところも事前に紹介させていただければ、またこういうプロセスをやってきたということをご理解いただけたのかもしれませんが、その点すみません、説明が若干不十分で、冒頭にもう少し丁寧にすればよかったのかもしれませんが。

○村山 野村さんがおっしゃったような会の趣旨には私もちょっと疑問があつて、公開するのであれば別に審査会委員を前に置いて行う必要はないと思うんですね。ちょっとそのあたりは中途半端だなという気がするんですが、時間が今日はないので、できれば質問を後で出させていただくというのは可能ですか。それに対してお答えいただくという、少なくとも今日ご参加いただいている方で、もし時間が足りなくて話せないという方が私を含めていらっしゃると思うので、その仕組みをぜひとっていただきたいと思います。

○杉本 わかりました。

この会の後にまたメールさせていただきます。また、このセッションの後にこれはということがございましたら、質問いただければ、それに対して回答させていただくような形で対応させていただきます。

○村山 期限は切っていただいて結構です。

○杉本 はい。

他に何かございませんか。

すみません、定例の審査会がこの後2時からございまして、委員の方々はお忙しいところ申しわけございませんが、12Cで開催いたしますので、そちらのほうにお移りいただければと思います。

今日はありがとうございました。